

小川村要介護・要支援者福祉タクシー利用券交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独で公共交通機関を利用することが困難な要介護・要支援者に対し福祉タクシー利用券(様式第1号。以下「利用券」という。)を交付し、福祉の向上を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 利用券の交付対象者は、村内に住所を有し、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独で公共交通機関を利用することが困難な者とし、交付申請書の記載内容等により審査会において決定される。

(助成の内容)

第3条 この要綱において利用券は村内の医療機関を利用する時のみ有効とし、利用券の額は助成基準に基づき予算の範囲内で交付する。

(利用券の申込)

第4条 利用券の交付を受けようとする者は、小川村要介護・要支援者福祉タクシー利用券交付申請書(様式第2号)を村長に提出しなければならない。

(利用券の交付)

第5条 村長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、審査のうえ速やかに利用券を交付するものとし、利用券は原則1月2枚とする。ただし、村長は特別な理由があると認めたときはこの限りではない。

2 前項の規定による利用券は、原則として1月2枚の割合をもって、当該申請書の提出された日の属する月(以下「申請月」という。)から申請月の属する年度の末月までの分をまとめて交付するものとする。

(利用券の返還)

第6条 前条の規定による利用券の交付を受けた者は、次の各号に該当したとき(第1号に該当するときは、その保護者又は近親者)は、速やかに利用券を村長に返還しなければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 村外に住所を変更したとき。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。